

## ドローンレンタル約款

甲賀市商工会（以下「甲」という）は、当会建設業部会において実施するドローンのレンタル事業について、レンタル利用者（以下「乙」という）との間に締結する賃貸借契約（以下「レンタル契約」という）について本約款を定め、甲が提供するレンタル取引に関して、乙がこれに同意したものとみなし、以下の規定を適用する。

### 第1条（レンタル物件）

甲が乙に対し提供するレンタル物件は、DJI Mavic3 Pro（本体）および付属品とする。

### 第2条（必要書類の提出および交付）

甲は、乙からのレンタル利用申込みがあったときは、乙に申込書を提出させるとともに速やかに利用を承認するか否かを決定する。

2. 甲が乙からの申し込みを承認する場合は、乙に対してレンタル物件の使用許可条件等について説明を行うとともに「ドローンレンタル契約成立確認書」を交付する。

### 第3条（契約の成立）

甲が乙に対して前条に記載する「ドローンレンタル契約成立確認書」を交付したとき、当該契約は成立するものとする。

### 第4条（レンタル期間）

原則としてレンタル期間は、「ドローンレンタル契約成立確認書」に記載された期間とする。

### 第5条（物件の引渡しと返還）

甲乙は、甲が交付する「ドローンレンタル契約成立確認書」にて指定する期間及び場所においてレンタル物件の引渡しを行うものとする。

2. 乙は、レンタル期間の開始日またはその前日（甲の営業日に限る）に、甲の指定する場所にて物件の引渡しを受ける。

3. 乙は、レンタル期間の最終日またはその翌日（甲の営業日に限る）の正午までに、甲の指定する場所へ物件を返還しなければならない。

### 第6条（料金と支払方法）

乙は、レンタル物件の利用料として、利用日数に1,000円（税抜き）を乗じた金額を、甲指定の方法にて支払うものとする。

### 第7条（レンタル期間の延長）

乙がレンタル期間の延長を希望する場合は、レンタル期間満了日前日の甲の営業終了時刻までに申し出ることにより、最長3日間まで延長することができる。ただし、期間延長の最終日が甲の休業日となる場合は、翌営業日まで延長できるものとする。

2. 甲は、乙からの前項申し出を承諾する場合、期間延長により変更となるレンタル物件の返却日および追加の利用料を乙に通知し、乙はこれを速やかに支払わなければならない。

3. 甲は、乙から第1項の申し出があった場合でも、レンタル物件の予約状況によっては乙からの申し出を断ることがある。

### 第8条（物件の使用および善管注意義務）

乙は、善良なる管理者の注意義務に基づいてレンタル物件を使用、保管しなければならない。

2. 乙はレンタル物件を使用する際、必ず機体本体にプロペラガードをつけて使用しなければならない。

3. 乙は、甲の事前の承諾を得ずレンタル物件について譲渡、転貸、分解、改造等をしてはならず、甲の所有権を示すものを除去してはならない。

4. 乙は、レンタル物件を日本国内かつ通常想定される場所および方法にて使用、保管し、使用方法により必要となる行政機関への申請等については乙が自ら行うものとする。

#### 第9条（担保責任）

甲は、レンタル物件の性能について、引き渡し時において正常な性能を備えていることのみを担保し、乙の使用目的への適合性については担保しない。

2. レンタル期間中、乙の責によらない事由によりレンタル物件に不都合が生じ、交換又は修理等のため乙の使用が妨げられたとき、甲は当該期間分の利用料を減免することがある。

#### 第10条（損害賠償）

乙がレンタル期間中にレンタル物件自体又はレンタル物件の設置、使用、保管その他の原因により第三者に損害を与えた場合、その損害については乙がこれを賠償するものとし、甲は何ら責任を負わない。

2. 甲が乙に対して責任を負うべき損害を与えた場合、乙が甲に支払った代金の返金にて賠償責任を果たしたものとする。

#### 第11条（禁止事項）

甲は、乙によるレンタル物件の使用にあたり次の各号の事項を禁ずる。

- ① 雨天、霧、強風など、機体が異常動作を起こす懸念がある環境での飛行。
- ② 航空法に違反する飛行。
- ③ プライバシーや肖像権を侵害する恐れのある飛行。
- ④ 小型無人機等飛行禁止法、各河川法、自治体の条例、その他諸法令に基づく規制に違反する飛行。

#### 第12条（保険）

乙は、レンタル物件について事故が発生した場合、直ちにその旨を甲へ通知し、かつ甲の保険利用に必要な協力をしなければならない。

2. 乙による事故でレンタル物件の修理が必要となった場合、甲が加入する DJI 公認ドローン保険を利用するが、保険で補えない実費については、甲は乙にこれを請求することができる。

#### 第13条（特約事項）

本約款について、別途書面により甲乙間にて特約したときは、その特約は本約款と一体となり本約款を補完および修正することを甲乙共に承認する。

#### 第14条（反社会的勢力等への対応）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、契約を拒絶及び解除することができる。

- ① 暴力団など、反社会的勢力であると判断したとき。
- ② 取引に関して、脅迫的な言動または暴力を用いたとき、もしくは甲の信用を毀損し業務を妨害したとき。
- ③ 甲の職員またはその他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは不当な負担を要求したとき。

#### 第15条（裁判管轄）

本約款が適用されるレンタル契約に基づく甲乙間の一切の紛争は、大津地方裁判所又は甲賀簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。